

報道関係者 各位

令和7年6月4日発表

【照会先】

久留米労働基準監督署

副 署 長 井上 宏子

第一方面主任監督官 茂田 正和

(電話)0942 (33) 7251

## 労働基準法違反容疑で書類送検 ～違法な長時間の時間外労働等を行わせた疑い～

久留米労働基準監督署（署長 古市 嘉寛）は、本日、ナガノインテリア工業株式会社及び代表取締役を、労働基準法違反の疑いで福岡地方検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

労働者11名に、36協定の延長時間を超える違法な時間外労働を行わせ、うち7名については、1箇月100時間以上の時間外労働及び休日労働を行わせ、うち9名については、2箇月乃至3箇月間における1箇月当たりの平均で80時間を超える時間外労働及び休日労働を行わせた疑い。

### 1 被疑者

- ナガノインテリア工業株式会社  
所在地：福岡県朝倉市甘木  
事業内容：木製家具製造業
- 代表取締役

### 2 違反条文

被疑者ナガノインテリア工業株式会社、代表取締役ともに労働基準法違反  
同法第32条第1項・第2項  
同法第36条第6項第2号・第3号  
同法第119条第1号（罰則）  
同法第121条第1項（両罰規定）

### 3 被疑内容

被疑会社ナガノインテリア工業は、福岡県朝倉市に本社を置き、木製家具の製造業を営む事業者であるが、令和4年10月1日から同年12月31日までの間において、労働者11名に、36協定の延長時間を超える違法な時間外労働を行わせ、うち7名については、1箇月100時間以上の時間外労働及び休日労働を行わせ、うち9名については、2箇月乃至3箇月間における1箇月当たりの平均で80時間を超える時間外労働及び休日労働を行わせた疑いがあるものです。

### 4 参考事項

労働基準法により、時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）に定めた延長時間を超えて時間外労働を行わせることができないこととなっており、また時間外労働及び休日労働の合計時間について、1箇月100時間以上、2箇月乃至6箇月の期間で、1箇月当たりの平均時間で80時間を超える労働をさせてはならないこととなっています。

#### 4 関係条文 労働基準法

第三十二条第一項 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

第三十二条第二項 使用者は一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

第三十六条第六項 使用者は、第一項の協定で定めるところによつて労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であつても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしなければならない。

第三十六条第六項第二号 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間 百時間未満であること。

第三十六条第六項第三号 対象期間の初日から一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の一箇月当たりの平均時間 八十時間を超えないこと。

#### (罰則)

第一百九条第一号 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第三十七条、第三十九条（第七項を除く。）、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第一百零四条第二項の規定に違反した者

#### (両罰規定)

第二百一十一条第一項 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行爲した代理人、使用人その他の従業員である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。